

規制の事前評価書（簡素化 A）

法令案の名称：健康保険法等の一部を改正する法律案（仮称）

規制の名称：出産に係る給付体系の見直しに伴う新制度における厚生労働大臣の指定を受けた助産所の義務等

規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：保険局保険課

評価実施時期：令和7年12月

- ★ 本様式を利用するに当たり、下記表に掲げる i 又は ii のいずれの要件に該当するか、番号を記載してください。また、当該要件を満たしていると判断される理由を記載してください。

(該当要件)
<u>i</u>
(該当理由)
・ 助産所の指定の届出に係る費用や、保険医療機関及び厚生労働大臣の指定を受けた助産所について、責務規定等の義務を履行するための費用が生じるが、年間 10 億円及び 1 回当たり 1 万円には達しない見込みであるため。

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
i	規制の新設・拡充措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満、かつ、個々の規制対象者の遵守費用が 1 回当たり1万円未満と推計※されるもの(様式2—①) ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10 年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。
ii	規制の緩和・廃止措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満と推計されるもの(様式2—①)

【新設】

<法令案の要旨>

- ・ 出産に係る保険給付の実効性を確保する観点から、現行の出産育児一時金に代わる出産に係る新たな給付体系を設ける。新たな給付の対象施設は厚生労働大臣の指定を受ける必要があることとし、その対象として、現行制度において厚生労働大臣が指定する保険医療機関（病院・診療所）の他に、新たに助産所について厚生労働大臣が指定する枠組みを新設する。

<規制を新設する背景、発生している課題とその原因>

- ・ 公的医療保険制度において保険事故の一類型である出産に際しては、被保険者の経済的負担の軽減を目的として、保険給付として出産育児一時金等の支給が行われている（健康保険法第 101 条等）。
- ・ 出産育児一時金は「出産に伴い一時的に発生する主な費用」を補填するものとして、政令で定める支給額が令和 5 年度に原則 42 万円から原則 50 万円に増額されたが、出産費用は年々上昇しており、全国平均で見ると、既に支給額を上回って妊婦に自己負担が生じる状況となっている。
- ・ 現状、分娩取扱施設では一般的に、分娩の遂行のため医学的に必要となる診療・ケア等とそれ以外のサービス等が組み合わせて提供されており、出産は公定価格制度の枠外で自由診療として行われているため、その価格はそれぞれの分娩取扱施設において自由に決定されている。その際、多くの分娩取扱施設では、妊婦に対して料金体系が明示されておらず、サービス等を含めた費用総額のみが示されている。こうした構造の下で、昨今の物価・賃金の高騰や分娩取扱件数の減少なども背景に、出産費用が上昇しているものと考えられる。
- ・ このように、分娩取扱施設ごとに自由に価格設定を行える仕組みのまま現金給付を行う現在の給付方式では、被保険者の実質的な経済的負担の軽減につながらず、医療保険各法の目的が達成できないことから、給付体系そのものの見直しが必要である。
- ・ そこで、出産に係る新たな給付体系として、現行の出産育児一時金に代えて、厚生労働大臣が指定する施設から分娩に伴い必要となる手当を受けた場合に、これに要する費用を国が定め、その費用に相当する額を被保険者が当該施設に支給する仕組みとする。

<必要となる規制新設の内容>

- ・ 新たな給付体系である出産に係る現物給付は、厚生労働大臣の指定を受けた病院、診療所又は助産所において出産した場合を支給対象とするところ、病院及び診療所については既存の指定制度である保険医療機関の指定を用い、既存の指定制度がない助産所については新たに厚生労働大臣による指定制度を設けることとする。
- ・ また、保険医療機関又は厚生労働大臣の指定を受けた助産所において従事する医師又は助産師は、既存の登録制度である保険医又は新たに創設する厚生労働大臣の登録を受けた助産師とする。
- ・ 現行の医療保険制度において、保険診療（療養の給付）を行う保険医療機関及び保険医は、厚生労働大臣による指定を受け、一定のルール（診療方針）に従って保険診療を担当しているところ、助産所・助産師についても同様に、厚生労働大臣による指定・登録を受け、一定のルールに従って保険適用の助産を担当することとなる。

2 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設】

- ・ 出産に係る新たな給付体系による保険給付の適正性及び実行性の確保に寄与する。

3 負担の把握

【新設】

<遵守費用>

- ・ 指定の届出を行う費用、また分娩を取り扱う保険医療機関及び厚生労働大臣の指定を受けた助産所が責務規定等に係る義務を履行するための費用が生じる。

<行政費用>

- ・ 行政は、助産所について新たに指定を行う費用、また分娩を取り扱う保険医療機関及び厚生労働大臣の指定を受けた助産所に対して指導等の義務履行確保のための費用が生じる。

4 利害関係者からの意見聴取

【新設】

■意見聴取した 意見聴取しなかった

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・ 病院・診療所に加え、助産所においても新たな給付体系が受けられるような制度設計とすべき。
- ・ 現行の出産育児一時金に代えて現物給付化すべき等のご意見をいただいた。

<関連する会合の名称、開催日>

- ・ 第207回社会保障審議会医療保険部会（令和7年12月12日）

<関連する会合の議事録の公表>

- ・ 厚生労働省ホームページにて随時公表を予定

5 事後評価の実施時期

【新設】

<見直し条項がある法令案>

- ・ この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この項において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

規制の事前評価書（簡素化 A）

法令案の名称：健康保険法等の一部を改正する法律案（仮称）規制の名称：上場株式等の配当等の支払をする者等に対する当該支払に関する情報提供義務等の新設規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止担当部局：保険局高齢者医療課評価実施時期：令和7年12月

- ★ 本様式を利用するに当たり、下記表に掲げる i 又は ii のいずれの要件に該当するか、番号を記載してください。また、当該要件を満たしていると判断される理由を記載してください。

(該当要件)

i

(該当理由)

- 当該規制の新設にかかる費用は、情報提供を行うためのシステムの整備や都度の情報提供に係る費用が想定されるが、年間10億円又は1回当たり1万円には達しない見込みであるため。

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
i	規制の新設・拡充措置であって、負担の合計が年間10億円未満、かつ、個々の規制対象者の遵守費用が1回当たり1万円未満と推計※されるもの(様式2—①) ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。
ii	規制の緩和・廃止措置であって、負担の合計が年間10億円未満と推計されるもの(様式2—①)

1 規制の必要性・有効性

【新設】

<法令案の要旨>

- ・ 後期高齢者医療制度において、確定申告されない上場株式等の配当等を保険料の算定等に勘案することができるよう、金融機関等が当該配当等の支払等に係る情報を後期高齢者医療広域連合に対して提供する義務等を設ける。

<規制を新設する背景、発生している課題とその原因>

- ・ 金融所得のうち、上場株式等の配当所得等の課税方法については、確定申告と申告不要のいずれかを選択することができる。確定申告を行った場合には、総合課税又は申告分離課税により、市町村が当該所得を把握できるかたちで地方税等の課税が行われる一方で、申告不要を選択した場合には、源泉徴収により所得税（復興特別所得税を含む。）及び地方税が源泉徴収されることで課税が終了するため、市町村において当該所得が把握されず、保険料の算定及び自己負担割合等の判定（以下「保険料の算定等」という。）においても勘案されない。
- ・ こうした不公平を是正するため、確定申告されない金融所得についても後期高齢者医療広域連合が正しく把握し、保険料の算定等に勘案することができるよう、税制において金融機関等が税務署長に提出することとされている法定調書の情報を活用するため、金融機関等が法定調書に係る情報を後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）にもオンラインにより提出することを義務付ける規定を設ける必要がある。

<必要となる規制新設の内容>

- ・ 被保険者等に対して上場株式等の配当等の支払等を行う者（以下「配当等支払者」という。）は、当該支払に関する事項（以下「支払事項」という。）であって厚生労働省令で定める事項を、厚生労働省令で定めるところにより被保険者等が居住する市町村が加入する広域連合に対して情報処理組織を使用する方法として厚生労働省令で定めるもの等により提出しなければならないものとする。
- ・ また、配当等支払者が支払事項を期日までに提出しない場合又は虚偽の内容を提供した場合には、広域連合は条例で一年未満の拘禁刑又は五十万円未満の罰金刑を科す旨の規定を設けることができる。

2 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設】

- ・ 従来の高齢者像が大きく変化する中で、高齢者をはじめ、負担能力に応じて支え合う仕組みとすることで、被保険者の世代間や世代内の公平性を高めることに寄与する。

3 負担の把握

【新設】

<遵守費用>

- ・ 配当等支払者は、情報提供を行うためのシステムの整備や都度の情報提供に係る費用が生じる。

<行政費用>

- ・ 行政は、保険料の算定等にあたり、提供を受けた支払情報を勘案するための費用が生じる。

4 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

■意見聴取した 意見聴取しなかった

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・検討に当たっては、金融機関の負担に配慮いただくとともに、貯蓄から投資への流れを阻害することがないよう配慮いただきたい旨の意見があった。

<関連する会合の名称、開催日>

- ・医療・介護保険制度における金融所得の公平な取扱いに関する関係府省庁会議

<関連する会合の議事録の公表>

- ・[医療・介護保険制度における金融所得の公平な取扱いに関する関係府省庁会議 | 内閣官房ホームページ](#)

5 事後評価の実施時期

【新設】

<見直し条項がある法令案>

- ・この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この項において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

規制の事前評価書（簡素化 A）

法令案の名称：健康保険法等の一部を改正する法律案（仮称）規制の名称：病院が作成する「業務効率化・勤務環境改善計画」の認定等の創設規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止担当部局：医政局総務課評価実施時期：令和7年12月

- ★ 本様式を利用するに当たり、下記表に掲げる i 又は ii のいずれの要件に該当するか、番号を記載してください。また、当該要件を満たしていると判断される理由を記載してください。

(該当要件)

i

(該当理由)

- 当該規制の新設にかかる費用は、個々の規制対象者が計画等について厚生労働省において確認及び認定を受けるための費用が想定されるが、年間10億円又は1回当たり1万円には達しない見込みであるため。

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
i	規制の新設・拡充措置であって、負担の合計が年間10億円未満、かつ、個々の規制対象者の遵守費用が1回当たり1万円未満と推計※されるもの(様式2—①) ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。
ii	規制の緩和・廃止措置であって、負担の合計が年間10億円未満と推計されるもの(様式2—①)

1 規制の必要性・有効性

【新設】

<法令案の要旨>

- ・ 医療機関における業務効率化及び勤務環境改善を推進するため、これらの取組に係る計画を策定した病院を厚生労働大臣が認定し、当該取組を地域医療介護総合確保基金により支援する規定を設ける。

<規制を新設する背景、発生している課題とその原因>

- ・ 昨今、医療機関の経営環境は、物価高騰等により厳しさを増し、例えば、令和6年度では、病院の約7割（対前年度+4.2%）が赤字状態にある。一方で、この間、医療機関では、医療関係職種の賃上げも行われているが、賃金の上昇率・水準はいずれも産業全体に迫っていない。
- ・ 保険給付（診療報酬）に依拠して医業を行っている医療機関が大半を占める我が国においては、こうした物価高騰・賃金上昇、経営の状況等も踏まえて診療報酬改定が行われており、例えば、令和6年度は、入院時の食費基準額の引上げの対応（+0.06%）や医療関係職種の給与のベースアップを実施するための対応（+0.61%）を含めて、+0.88%（国費800億円程度）の改定が行われているなど、国民医療費は増加傾向にある。しかし、我が国の医療は、実質労働生産性の上昇率が英米独と比較して低水準であり、業務効率化等の余地が大きい。
- ・ 医療保険制度における保険医療機関の指定は、医療法に基づき開設される医療機関の中から行われるものであり、今後、更なる高齢化に伴い医療ニーズが増大する中、医療保険財政への負荷が過度なものとならないようにするためには、医療機関が、限られた保険給付（診療報酬）の下でも、業務効率化を行うとともに、安定的な人材確保にも取り組むといった能動的・計画的な経営努力を引き出す枠組みが必要であり、国・都道府県・医療機関が一体となって、制度的な取組を推進する必要がある。

<必要となる規制新設の内容>

- ・ 保険医療機関における業務効率化及び勤務環境改善の取組を促進するため、特に複数の費用項目を戦略的に管理して経営する必要性が高い病院の能動的・計画的な取組を促す観点から、病院の管理者が「業務効率化・勤務環境改善計画」（仮称）を作成した場合に厚生労働大臣の認定を受けることができることとし、当該認定を受けた病院は「業務効率化・勤務環境改善認定病院」（仮称）と称することができること等とする。
※ 当該認定を受けていない病院は、認定を受けていないにもかかわらず表示又は紛らわしい表示をしてはならないこととする。

2 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設】

- ・ 保険医療機関は、より少ない人材・費用で、より多くの患者に対して保険診療を提供するとともに、医療人材の確保・定着を図ることとなり、これらによって生じた経営余力（利益）を更なる取組に充てること（好循環）を通じて、限られた医療資源の下でも、持続可能な経営を行うことが可能になる。
- ・ このように医療機関の業務効率化等が図られることで、医療保険財政から支出される保険給付（診療報酬）額は中長期的に適正化され、医療保険制度全体としての効率性・持続可能性を高めることに寄与する。

3 負担の把握

【新設】

<遵守費用>

- ・ 保険医療機関は、業務効率化及び勤務環境改善に向けた取組を行うための費用が生じる。

<行政費用>

- ・ 行政は、当該計画の審査及び認定に関する確認を行う費用が発生する。

4 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

■意見聴取した 意見聴取しなかった

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・ 見直し内容は承知したが、計画の確認は国において行い、都道府県の負担にならないようにしていただきたい旨の意見があった。

<関連する会合の名称、開催日>

- ・ 全国知事会への説明（10/20, 11/28）、医療部会（12/8）

<関連する会合の議事録の公表>

- ・ 医療部会：近日公表 https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho_126719.html

5 事後評価の実施時期

【新設】

<見直し条項がある法令案>

- ・ この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この項において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。